

廃対第442号
令和7年12月25日

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会長様

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課長

(特別管理)産業廃棄物処理業許可に係る申請手数料の納付方法等について

このことについて、令和7年12月31日に岐阜県収入証紙の販売が終了するため、令和8年1月以降の(特別管理)産業廃棄物処理業許可に係る申請手数料の納付方法等は下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

1 (特別管理)産業廃棄物処理業許可に係る申請手数料の納付方法

(1) 申請窓口での納付

ア キャッシュレス端末を利用した納付

申請窓口(岐阜地域環境室及び各県事務所)に設置したキャッシュレス端末によりクレジットカード等で決済します。

【使用可能な決済方法】



イ 現金による納付

申請窓口(岐阜地域環境室及び各県事務所)において現金により納付することができます。

(2) オンラインによる納付

WEB上の決済フォームで事前登録し、申請窓口において書類を確認した後、クレジットカード等で決済します。

詳細については、以下のホームページを確認してください。

【(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請に係る手数料のオンライン納付について】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/466854.html>

【使用可能な決済方法】

クレジットカード



コード決済



※ただし、海外で発行されたクレジットカード、プリペイド機能のついたクレジットカード、デビット機能のついたクレジットカードはご利用いただけない場合があります。

2 購入済みの岐阜県収入証紙の使用及び買戻し

購入済みの岐阜県収入証紙がある場合、令和8年9月30日までは従前のとおり使用することができます。

また、未使用の岐阜県収入証紙については、口座振込の方法により買戻し（還付）することができますが、買戻し（還付）ができる期限は令和12年12月31日までとされています。

【関連ウェブサイト】

岐阜県公式ホームページ「岐阜県収入証紙について」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

岐阜県環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	長井	担当	安田
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		